

# コンプライアンス・マニュアル

宮城県石油商業組合  
宮城県石油商業協同組合  
コンプライアンス委員会

# はじめに

このコンプライアンス・マニュアル（以下「本マニュアル」という。）は、法令遵守及び社会的規範・倫理を尊重した事業運営を実現するための行動規範および行動基準を定めるものです。

本マニュアルには、石油組合に加盟するすべての組合員が遵守すべき基本原則を示しています。

各組合員は健全な経営を遂行するとともに、その高い公共性を自覚し、社会的責任を果たすために本マニュアルを役立てていただき、事業所内の役職などに関わらず、本マニュアルを主体的に遵守し、事業活動を実践するようお願いいたします。

2026年4月

宮城県石油商業組合  
宮城県石油商業協同組合  
コンプライアンス委員会

## 目 次

はじめに

I. 行動規範について	
1. コンプライアンスの定義 .....	1
2. 石油組合としての取組み .....	1
(1) 組合員の守るべき行動規範 .....	2
(2) コンプライアンス委員会メンバーと活動について .....	2
3. 相談窓口 .....	2
II. 行動基準について	
1. 各種法令の遵守 .....	3
2. 独占禁止法の遵守 .....	3
(1) 不当な取引制限 .....	3
i) カルテル .....	3
ii) 入札談合 .....	4
iii) 全石連経営部会等の会合における公取委の見解 .....	5
(2) 不公正な取引方法 .....	7
3. 景品表示法の遵守 .....	8
4. 消防法の遵守 .....	9
5. 品確法の遵守 .....	9

おわりに

## I. 行動規範について

### 1. コンプライアンスの定義

「コンプライアンス」とは、狭義には「法令遵守」を意味しますが、企業や組合が社会的責任を果たすうえで求められる行動や倫理の規範全般を含むものと位置付けられています。

法令そのものに抵触してはならないことは勿論のこと、社会通念上すべきでないことも「実施すべきものではない」と捉えるものです。

コンプライアンスは違法行為や不祥事を未然に防止するだけでなく、業務の意思決定及び遂行の過程において法令や社会的規範等を逸脱しない仕組みや体制（ガバナンス）を構築することでもあります。

コンプライアンス意識を欠く組織は、真に社会の一員としては認知されません。信用を失墜させる違法行為や倫理逸脱は、石油組合及び傘下の組合員だけでなく、石油販売業界全体に甚大な打撃を与える重大なリスクであることを自覚することが重要です。

コンプライアンスは組織の存続と発展を支える生命線であり、日常業務のあらゆる場面で遵守に努めて下さい。

### 2. 石油組合としての取組み

石油組合の活動は、石油販売業界の経済的・社会的地位の向上と地域社会における石油製品の安定供給体制の強靱化を図ることともに、組合員の健全経営を確保することを目的としています。

加えて、業界発展を目指す観点から消費者利益を保護することは極めて重要です。そうした考えを具体的に実践していくため、今般宮城県石油組合として、コンプライアンス委員会を立ち上げ、本マニュアルを作成しました。

コンプライアンス委員会では組合員が守るべき行動規範及び行動基準（関係法令等）を明確化し、各組合員に深く浸透するよう研修会の実施などあらゆる

取り組みをしていくとともに、組合のガバナンス強化を図ることが重要と考えます。

#### (1) 組合員の守るべき行動規範

組合員はコンプライアンスを尊重し、常に法令を遵守して業務を遂行するため、具体的には以下の点を十分に考慮してください。

- ①当該行為が社会的規範、関係法令等に抵触していないかどうか。
- ②当該行為が、第三者に不快感を与え、または他者の生命、健康若しくは安全に支障を及ぼすおそれがないか。
- ③当該行為が会社や利害関係者に知れ渡った場合にも、良心の呵責を生じさせないかどうか。

#### (2) コンプライアンス委員会メンバーと活動について

別紙のとおり

### 3. 相談窓口

コンプライアンスの判断が難しい場合で、組織的または個人的な法令違反行為などに関する相談や報告がある際は石油組合の事務局に報告・相談をしてください。

組合事務局は、関係機関とも連携しつつ、当該事項に対し事実関係を調査、確認した上で適切な対応を行います。

## Ⅱ. 行動基準について

### 1. 各種法令等の遵守

石油販売に携わる事業者が遵守すべき法令は我が国が制定している法令のすべてですが、ここでは、石油販売業界に最も関連する独占禁止法、景品表示法、消防法及び品確法を中心に法令遵守に向けた行動基準について記載します。

### 2. 独占禁止法の遵守

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下、「独占禁止法」という。）は、自由経済社会において事業者が事業活動を行うに当たって守るべきルールを定め、公正かつ自由な競争を妨げる行為を規制しています。具体的には大きく以下の4つの行為を禁止しています。

- ①事業者が共同して競争を制限する行為（不当な取引制限の禁止、カルテル・入札談合など）
- ②市場を独占しようとする行為（私的独占の禁止）
- ③公正な競争を阻害するおそれのある行為（不公正な取引方法の禁止）
- ④競争を制限することとなる合併等（当該企業結合の禁止）

上記行為のうち、特に日常業務においてはカルテル・入札談合や不公正な取引方法に抵触する行為に細心の注意が必要です。

#### （1）不当な取引制限

##### i) カルテル

事業者（組合員）が互いに連絡を取り合い、本来、事業者（組合員）が自主的に決めるべき商品（ガソリン、軽油等）の価格や販売先などを共同で取り決め、または事業者団体（石油組合）がその構成事業者（組合員）の価格等を決定するなどして競争を制限する行為をさします。

カルテルは、独占禁止法の第3条と第8条で禁止されています。

#### ア. 事業者によるカルテル（第3条）

石油販売業者が相互に連絡を取り合い、本来、各石油販売業者が自主的に決めるべきガソリン、軽油などの価格や販売数量などを共同で取り決め、競争を制限する行為は「カルテル」として禁止されています。

申合せがどのような形（紳士協定、口頭の約束等）で行われたかにかかわらず、事業者間で何らかの合意があり、結果的にそれぞれが同一の行動をとればカルテルとして認定されます。

#### イ. 事業者団体（石油組合）によるカルテル（第8条）

カルテルは、事業者（組合員）間の協定や申合せに限らず、事業者団体（石油組合等）の活動として行われる場合もあります。例えば、事業者団体がその分野における事業者の数を制限して新規参入を認めないこと、また、商品（ガソリン、軽油等）の価格の引上げ・数量の制限、取引相手・販売地域の割当てを構成事業者（組合員）に指示することなど、事業者（組合員）の自主的な事業活動を不当に制限する行為は禁じられています。

また、事業者団体（石油組合）の活動については、公正取引委員会がガイドラインを作成しているので、参照してください。

参考①：事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針

（公正取引委員会：1995年10月30日制定）

参考②：カルテルに関する石油組合における主な違反事例と行政処分

#### ii) 入札談合

官公署の入札に際して、入札参加事業者たちが事前に話し合っ受注事業者や受注価格を決めてしまう行為。

具体的には、事業者が同業他社と電話や会合等で価格等に関する情報交換をしたり、事業者団体においては標準価格や値上時期・率等を決定したり、

また組合員に対して、これらを周知するような行為は、不当な取引制限に抵触することになります。

○上記の不当な取引制限に抵触しないための具体的な行動姿勢は、以下の4点です。

- ①価格や数量を取り決めるような電話連絡等はしないで下さい。価格情報を取り決める発信はもちろん、受領も行わないで下さい。そうした価格情報などを結果的に反映させない場合においても、価格情報を受け取っただけでカルテルを疑われる可能性があります。
- ②同業他社や石油組合の会合だけでなく、仲間内の私的な会合などにおいても価格情報などの交換は、カルテルと疑われるおそれがあることに注意してください。
- ③会合等に出席するにあたり、価格の取り決めに関する話題が出た場合には即時に退席してください。カルテル等に疑われる可能性があるため退席後は、明確にそうした情報は受領しない意思表示を出席者等に対して行ってください。
- ④会合等での価格や数量などに関する情報や意見交換の状況を上長並びに経営責任者に報告してください。また、別にコンプライアンス担当者がある場合は、担当者と対応を協議して下さい。

### iii) 全石連経営部会等の会合（※）における公取委の見解

事業者団体（石油組合）の活動でコスト上昇局面の中で採算販売をしていくことの啓蒙自体は独占禁止法上問題ない。むしろコストが上昇しているにもかかわらず販売価格を低く抑えて、仕入価格を割るような価格を設定した場合には不当廉売として問題となる。

ただ、注意すべきは価格について採算販売は何円、何%引き上げるといった形まで踏み込むと問題になる可能性がある。そうではなく「それぞれで判断をしてやっていこう」という啓蒙活動自体は問題ない。

また、事業者団体（石油組合）の活動として、商品（ガソリン、軽油等）の市況情報や現状について客観的なデータを収集し、傘下の組合員に情報提供する行為は問題ない。気を付ける点は、何らかの目安となるような数字を示すことでこれは問題になる可能性はある。

(※) 2025年5月8日開催の全石連 経営部会における公取委見解

## 【参考】

参考までに、石油販売業界に関係する項目として、官公需適格組合制度等及び休日輪番制についてご紹介します。

### ① 官公需適格組合制度等

#### ①－1. 官公需適格組合

官公需適格組合とは、中小企業庁が、中小企業の共同受注を促進し、官公需(国や地方公共団体からの仕事)の受注機会を増やすために、一定の要件を満たす事業協同組合などを証明する制度です。組合が適格組合の証明を受けるためには、以下の基準を満たす必要があります。

- ・ 組合の共同事業が組合員の協調裡に円滑に行われていること
- ・ 官公需の受注について熱心な指導者がいること
- ・ 常勤役職員が2名以上いること
- ・ 共同受注委員会が設置されていること
- ・ 役員と共同受注した案件を担当した組合員が連帯責任を負うこと
- ・ 検査員を置くなど検査体制が確立されていること
- ・ 組合運営を円滑に遂行するに足る経常的収入があること

#### ①－2. 協同組合における独占禁止法の適用除外

官公需適格組合を含む組合が下記の特定の条件を満たす場合に限り、独占禁止法の適用除外が認められています。単独では受注が困難な中小企業が連携して競争力を高めることができるため、競争促進の観点からも一定の保護が認められています。

### 【条件】

- ・ 法律に基づいて設立された組合
- ・ 小規模事業者または消費者の相互扶助を目的とすること
- ・ 設立・加入・脱退が任意であること
- ・ 組合員が平等の議決権を有すること
- ・ 利益配分に法令または定款による制限があること

ただし、以下の場合には適用除外の対象外となります。

注1：不公正な取引方法を用いる場合（例：差別的な価格設定、取引妨害等）

注2：実質的に競争を制限し、不当に価格を引き上げる場合

#### ①-3. 官公需適格組合としての留意点

適格組合として入札価格の決定を行う際には、組合員である中小企業の利益と、官公需の適正な価格設定の両立が重要であり、適格組合の共同受注委員会が組合員から集めた見積もりを基に市場価格や競争状況を考慮し、公正かつ透明性のある方法で価格を決定する。また、決定された入札価格は、組合全体で共有され、入札に参加する組合員に通知される必要があることを申し添えます。

#### ② 休日輪番制

SS過疎地におけるSSネットワークの維持のためには、経営者を含めた働き手の身体的負担を軽減し、労働環境を改善することが必要な方策の一つですが、一方で、当該地域内への燃料供給体制の確保を図る必要があります。双方を両立させる方策の一つとして、以下の内容のものとなっている場合には、同一のSS過疎地内に所在する複数の組合員を対象に、石油組合が主導して当該組合員の休業日が重ならないように調整することが可能です。

- ・ S S 過疎地における S S の働き手の身体的負担の軽減と S S 過疎地内における燃料供給体制の確保との両立を図ること（S S 過疎地対策）を目的とするものであること
- ・ 休業予定日が重ならないように調整するだけのもので、組合員が休業予定日に営業することは妨げられないこと
- ・ 需要者は、ある組合員の S S が休業日でも、同一の S S 過疎地内で休業していない他の組合員の S S で給油等が可能であること。また、休業日を事前に周知することで、当該ある組合員の S S で給油等を希望する需要者は、その休業日前に給油等が可能であること
- ・ 事業者間で不当に差別的なものではないこと

参考③：独占禁止法に関する相談事例集（令和 6 年度）相談事例 6 参照  
（公正取引委員会：2025 年 6 月）

休日輪番制のための調整は、組合員が休業予定日に営業することを妨げること等により、組合員の活動を不当に制限する場合など、やり方によっては独占禁止法上問題となるおそれがあるため、不明点がある場合は、事前に公正取引委員会へ相談することができます。

参考④：独占禁止法に関する相談窓口一覧  
(<https://www.jftc.go.jp/soudan/jizen/index.html>)

## （2）不公正な取引方法

不公正な取引方法には独占禁止法で定められたものと、公正取引委員会の告示で定められているものがあります。

詳細は独占禁止法を参照してもらうこととし、ここでは行為類型を挙げておきます。①取引拒絶、②差別対価・差別取扱い、③不当廉売、④再販売価格の拘束、⑤優越的地位の濫用、⑥抱き合わせ販売、⑦排他条件付取引⑧拘束条件

付取引、⑨競争者に対する取引妨害、⑩不当顧客誘引、⑪不当高価購入、⑫競争会社に対する内部干渉の12の行為類型があります。

○不公正な取引方法の12行為類型のうち、「③不当廉売」については、公正取引委員会がガソリン不当廉売ガイドラインを作成しているため、それを参照し、抵触しないよう注意する必要があります。

参考⑤：ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について  
(公正取引委員会：2022年11月11日改定)

参考⑥：不当廉売に関する石油販売業界における主な違反事例と行政処分

○事業者団体（組合）が構成事業者（組合員）などに働きかけて不公正な取引方法に当たる行為をさせることも禁止されていますし、これに従わなかった組合員を不当に除名したりするなどの行為も禁止されています。

### 3. 景品表示法の順守

「不当景品類及び不当表示防止法」（以下、「景品表示法」という。）は、うそや大げさな表示など消費者をだますような表示及び過大な景品類の提供を禁止しています。

景品表示法が禁止している不当な表示には、大きく分けて以下の3つの種類があります。

- ①商品やサービスの品質、規格、その他の内容について実際のものや競争事業者のものより著しく優良であると一般消費者に誤認される表示
- ②商品・サービスの価格、その他の取引条件に付いて実際のものや競争事業者のものより著しく有利であると一般消費者に誤認される表示
- ③一般消費者に誤認されるおそれがあるとして内閣総理大臣が指定する表示（おとり広告など現在7つの告示が定められている）。

ガソリンスタンド（以下、「SS」という。）の店頭における価格表示については、全石連が自主的に定めたガイドラインがありますので、これを参照して、適正な表示に努めて頂きますようお願い致します。

参考⑦：ガソリンスタンドにおける価格表示のガイドライン  
（全国石油商業組合連合会：2022年11月第3版）

参考⑧：景表法に関する石油販売業界における主な違反事例と行政処分

#### 4. 消防法の遵守

SSは消防法上の「危険物施設」であり、ガソリン等の危険物の取り扱いに関しては厳しい規制があります。SSの建築構造や設備、保管方法、給油方法等が細かく定められています。

特にセルフ式での顧客による給油は、消防法で定められた監視体制や安全装置が適切に設置及び運用されていることが条件となります。

特に設備点検については、石油連盟発行の「SS施設安全点検記録帳」や「SS土壤環境セーフティブック」を活用し、定期的な法定点検と自主点検を励行してください。

参考⑨：消防法に関する石油販売業界における主な違反事例と罰則

#### 5. 品確法の遵守

揮発油等の品質の確保等に関する法律（以下、「品確法」という。）は、適正な品質の石油製品を安定的に供給し、消費者の利益を保護する法律です。

品確法では揮発油販売業を行うとする者に対して一定の品質規格（強制規格）に適合しないガソリン、灯油、軽油、重油の販売を禁止しています。

## ○強制規格と標準規格について

強制規格…品確法により定められている必ず適合していなければならない規格のことで、強制規格に適合しない製品（ガソリン、灯油、軽油、重油）を販売した者は処罰の対象となります。

標準規格…揮発油等が標準規格に適合している場合は、油種毎に SQ マーク（品質の優れたものを販売している証）を表示することが可能です。

## ○分析委託について

揮発油販売業者に義務付けられているのは揮発油（ガソリン）の自主分析のみです。軽油や灯油には自主分析の義務付けはありません。

一般的に、SSで揮発油の分析機器の導入や分析者を雇うのは困難なため、分析を品確法の登録分析機関（石油協会等）に委託することがほとんどです。

この揮発油の分析については、以下の2種類の方法があり、揮発油販売業者はこのいずれかを選択することができます。

①各SSにおいて10日ごとに分析を行う方法（通年分析）

②揮発油販売業者が、各SSごとに「揮発油品質維持計画」を作成し、経済産業局の認定を受けることで1年に1回分析を行う方法（軽減分析）

なお、1年分析から軽減分析に移行するためには、軽減分析申請に必要な10日毎に2か月間（全6回）分析し問題がないことを確認する必要があります。

参考⑩：品確法に関する石油販売業界における主な違反事例と罰則

## お わ り に

コンプライアンスについては、組合員一人ひとりが主体的にコンプライアンスを実践することが前提となります。ゆえに、「自分には関係ない」と考えてはいけません。

コンプライアンス意識をもって業務を遂行することは、組合員の義務であるといえます。

SSは社会インフラであり、一般社会はSS業界に対して倫理的かつ責任ある事業活動を要請しています。従来 of 慣習や手続きに疑義や問題を認めた際には、常にコンプライアンスの視点から業務を見直す姿勢を維持していかなければなりません。

法令及び企業倫理を遵守し公正な業界を構築するとともに、社会の信頼を確保し、そのうえで社会の発展に寄与することを当石油組合の基本姿勢とします。

宮城県石油商業組合  
宮城県石油商業協同組合  
コンプライアンス委員会

2026年4月28日

第1版発行